

5. 都道府県から市町村への取組支援

都道府県の強靱化を実現するためには、都道府県内の全ての市町村において、地域計画に基づいて総合的・計画的に強靱化の取組が進められることが不可欠であるのは言うまでもありません。中でも、住民や民間企業等と連携した取組は、地域に最も密接な関わりを持つ市町村が中心となって行われるものが多いことから、地域の強靱化に対する市町村の役割は非常に大きいです。

そのため、都道府県においては、自らが策定した地域計画の方針・考え方や内容、検討に用いたデータ等を市町村にきめ細かく情報提供したり、市町村が設置した地域計画の外部委員会等に出席して助言等を行ったりすることにより、市町村において実効性のある地域計画が策定され、強靱化の進捗が着実に図られるよう、啓発とともに、積極的な支援を行うことが重要です。

特に、被害が複数の市町村に広域的に及ぶような災害に対しては、都道府県と各市町村が連携して対応する必要があることから、都道府県の地域計画に定めたりスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）や対応方策等の内容について、市町村との認識の共有を十分に図ることが重要であり、これによりそれぞれの市町村において、都道府県との適切な役割分担のもとで緊密な連携が図られた地域計画の策定が可能となります。

さらには、都道府県においても、自らが実施する強靱化施策の重点化・優先順位付け等を検討するに当たり、当該施策に関係する区域にある市町村の強靱化の方針や計画（まちづくりを進めるに当たっての各施策の重要性・緊急性等を含む）は重要な要素となると考えられます。そのため、日頃から市町村との意見交換を密に行うことが重要であるのはもちろんですが、市町村で設置された地域計画策定のため委員会等に都道府県の職員が積極的に参画するのは、市町村のみならず都道府県にとっても有用です。

なお、マンパワー不足等の事情により地域計画が未策定の市町村に対しては、近隣他市町村の策定事例やその進め方等を情報提供する、検討の進捗状況を定期的に確認し、検討段階に応じた助言を行う等の継続的な支援が望まれます。

〔参考〕都道府県から市町村への支援の例

策定前	策定に向けた働きかけ	・ 知事から首長への策定働きかけ ・ 首長等への直接訪問、首長会議、副市町村長会議、担当課長会議等で策定の必要性を説明 ・ 市町村担当者向けの説明会を開催 ・ 複数市町村による合同策定の提案、支援
	プロジェクトチームの構築を主導	・ 都道府県が市町村内でのプロジェクトチームの立ち上げを主導し、策定を支援
	勉強会の開催	・ 都道府県担当者を勉強会の講師として派遣 ・ 策定手順を具体的に解説する策定演習を実施
	都道府県庁内での協力体制の構築	・ 庁内ワーキンググループに策定支援体制を構築し、全庁的に市町村の策定支援を実施 ・ 庁内各部局から市町村でのKPI等の設定に必要な保有データを提供
	策定の負担を軽減するためのツール等の提供	・ 都道府県の計画をベースとした、市町村版素案（計画のひな形）を作成 ・ 市町村向け標準KPI一覧を作成 ・ 都道府県が計画策定した際のツールを提供 ・ 地域計画策定の手引き（マニュアル）を作成・提供
策定途中	計画策定途中における助言・支援	・ 市町村からの相談窓口を部局横断的に設置 ・ 計画策定状況のヒアリングを月1回程度実施し、課題解消を支援 ・ 都道府県のリスクシナリオをベースに、市町村が設定できるよう支援 ・ 都道府県が設定したKPIの説明を市町村の各部署に実施
	策定に参画	・ 委員・オブザーバーとして策定に参画、学識経験者の紹介等
	計画のレビュー	・ 市町村が作成した計画案への助言や都道府県計画との整合性を確認

- 岩手県の場合

- ・ 全市町村の担当者等を集めた説明会や、国の職員を講師とする勉強会を実施
- ・ 県内の広域振興圏ごとに、市町村の担当者等を集めて意見交換会を実施
- ・ 計画策定の意向を示した市町村に対しては、勉強会の講師を派遣したり、県の計画策定の際のツールを提供するなどの支援を実施

- 滋賀県の場合

- ・ 市町担当者向け説明会を開催、その中で「策定のポイント」（手順）を説明
- ・ 市長会、町村長会において、首長に対して計画策定の必要性を説明
- ・ 市町の財政／土木担当者会議の場で計画策定の必要性や留意点について説明
- ・ 県の計画改定に関する状況や関連データを、骨子案（令和元年11月）、素案（令和2年1月）、原案（令和2年2月）のタイミングで情報共有
- ・ 個別相談への対応（必要に応じ、国への照会・回答を実施）

- 京都府の場合

- ・ 府内市町村担当者向けに「国土強靱化セミナー」を開催
- ・ 府内市町村長を対象とした「国土強靱化意見交換会」を開催
- ・ 計画の策定に向け、府内市町村担当者を対象とした説明会を開催
- ・ 計画策定に係る府の相談窓口を部局横断型で設置
- ・ 計画策定の一助となるよう国土強靱化地域計画のひな形として府の計画をデータ提供するとともに「京都府版国土強靱化地域計画策定の手引き」を配布
- ・ 国予算「重点化」の動きを踏まえ、計画策定の必要性等を文書にて通知
- ・ 計画の策定に向け、府内副市町村長を集めた説明会を開催

（意見交換会の風景）



- 兵庫県の場合

- ・ 国の職員を呼び、全市町の強靱化計画担当者を対象に説明会を開催
- ・ 各市町の首長を訪問し、策定の必要性等を説明
- ・ 取組が進んでいない地域での強靱化計画担当者向け説明会の開催
- ・ 改定作業中の県計画の情報、データを提供
- ・ 各市町への個別対応（電話・メール・来課対応）

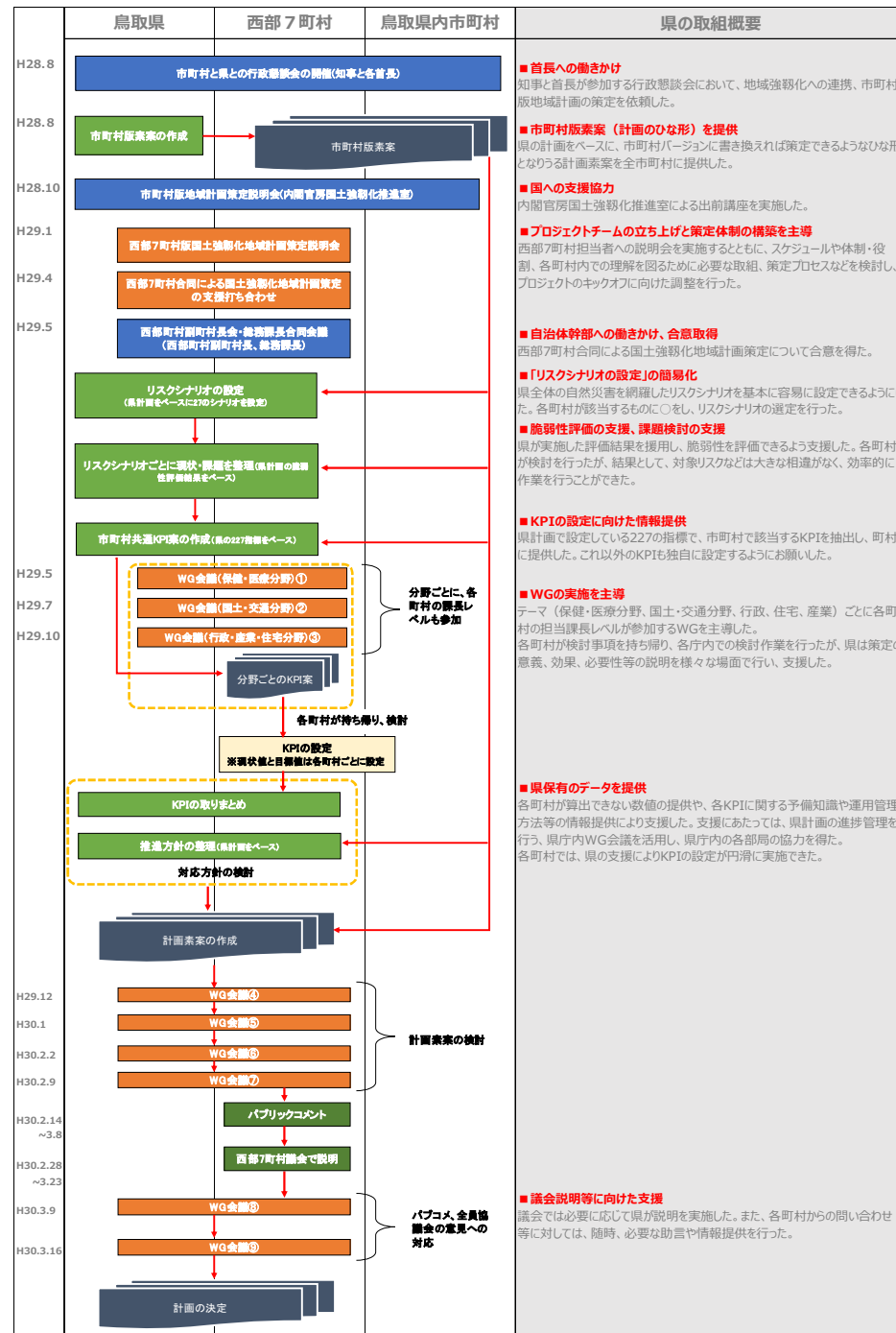
- 和歌山県の場合

- ・ 和歌山県・和歌山市国土強靱化共同本部を設置
- ・ 県内市町村・民間事業者合同意見交換会の開催
- ・ 副町村長研修会、国土強靱化連携会議、市町村担当課室長会議等で国土強靱化の必要性等を説明
- ・ 県計画策定後に、市町村計画の策定を知事名で依頼
- ・ 振興局長が市町村長を訪問し策定を依頼
- ・ 全市町村を対象として計画策定の意向について調査を実施
- ・ 未策定市町を個別訪問し、策定の趣旨説明及び早期の策定を依頼（17市町に延べ23回訪問）、令和2年1月までに県内全市町村で計画を策定

- 鳥取県の場合

- ・ 県計画に調和した市町村計画の策定を優先的に進め、底上げを図ることが重要という認識のもと、市町村の計画策定支援を施策の一つの柱として位置付け
- ・ 知事と首長が参加する行政懇談会において、地域強靱化への連携、市町村版地域計画の策定を要請するとともに、個別訪問による要請を実施
- ・ 都道府県の計画をベースとした、市町村版素案（計画のひな形）を作成し、県内の全市町村に提供
- ・ 県庁内WG会議において市町村計画策定支援体制を構築し、市町村計画策定において県保有データの提供や分野別WGを支援するなど、全庁的な支援を実施
- ・ 合同策定（鳥取県西部7町村国土強靱化地域計画）について県から提案を行い、防災担当者会議及び副町長会での了解を得て、策定の支援に着手（平成28年度～29年度）
- ・ 市町村国土強靱化推進担当者会議による情報共有と計画策定支援により、令和元年度に県内全市町村が計画策定に着手

(鳥取県西部 7 町村国土強靱化地域計画における鳥取県の支援内容)



● 島根県の場合

- ・ 国職員による出前講座を開催し、県内全19市町村を対象に、国土強靱化地域計画に関する担当者会議を開催
- ・ 県の地域計画をベースとした、計画のひな形を作成し、県内市町村に提供
- ・ 県土整備事務所等を通じて、個別に各市町村へ計画策定の必要性等を説明
- ・ 離島の町村には、web会議システムを使用して、地域計画策定に係る講習会を開催し、計画策定の必要性等を説明
- ・ 市町村から依頼があれば、計画策定の各段階での協議や、内容の確認を行うなど、計画策定の助言

● 徳島県の場合

- ・ 県内市町村の防災担当課長会議において地域計画策定の必要性について説明
- ・ 知事と首長が参加する行政懇談会において地域計画策定の必要性を説明
- ・ 県内全市町村を対象に、国職員による出前講座を開催
- ・ 徳島県の計画をベースとした市町村計画のひな形を作成し、市町村に提供するとともに、説明会を開催
- ・ 要望のあった市町村に対し、徳島県版出前講座を実施
- ・ 地域計画策定に関する事務の外部委託に対して、県予算による補助を実施
- ・ 月1回程度、計画策定状況の個別ヒアリングを行い進捗状況を確認するとともに、判明した課題の解消を積極的に実施

● 香川県の場合

- ・ 市町長防災トップセミナーや市町防災・減災対策連絡協議会において地域計画策定の必要性について説明
- ・ 全市町を対象に、国職員による出前講座を開催
- ・ 県の現行地域計画策定時の資料等を情報提供
- ・ 各市町への個別対応（電話・メール・来課対応）

● 佐賀県の場合

- ・ 知事と県内全市町長による意見交換の場で、知事から地域計画作成の働きかけを行い、県と全市町が一体となって地域計画策定に取り組むことを推進
- ・ 国の出前講座の活用のほか、県において各市町の策定に向けた進捗状況をこまめに把握するとともに、市町からの求めに応じて個別に訪問し、勉強会を開催し、助言を実施
- ・ 県計画において見直しを行った各種施策や新たに追加した個別事業リストなど、きめ細かく市町へ情報提供を実施

● 長崎県の場合

- ・ 依頼があった市町に対し県計画策定当時の会議データや策定作業データ等を提供
- ・ 国職員を呼び、市町の担当者等を集めた説明会を開催
- ・ 国から提供された計画策定支援ツール（機能追加試行版）を全市町に提供
- ・ 県の計画をベースとした、市町版素案（計画のひな形）を作成し、県内の全市町に提供
- ・ 策定予定が未定の市町の首長及び市町議会議長に対し、県議会議長及び県計画所管課長が訪問し、計画策定の必要性を説明
- ・ 市町における会議へ講師を派遣、併せて計画策定支援ツールの操作説明を実施

● 熊本県の場合

- ・ 市町村に対し、国土強靱化共管 3 課（知事公室危機管理防災課、企画振興部企画課、土木部監理課）の連名により、計画策定について依頼
- ・ 国の出前講座を活用し、県内全市町村の担当者等を対象とした説明会を実施
- ・ 各広域本部・地域振興局で実施する重要事業説明において、土木部から首長等へ直接、計画策定の意義や必要性等を説明
- ・ 未策定市町村の首長等を個別訪問し、策定の趣旨説明及び早期策定を依頼
- ・ 各地域ごとに計画策定にかかる勉強会・意見交換会（市町村担当職員及び県本庁・出先機関職員等で構成）を開催、その後、必要に応じて第 2 回、第 3 回と段階的に実施
- ・ 県計画の電子データを市町村版に置き換えた策定のためのツールを提供
- ・ 国から提供された計画策定支援ツールを全市町村へ配布
- ・ 希望する市町村の計画素案について、レビューを実施

● 大分県の場合

- ・ 各市町村長を県職員が直接訪問し、地域計画の必要性を説明
- ・ 各市町村の事務レベル職員を集めて説明会を実施
- ・ 全国の市町村の計画策定の概要についてまとめ、各市町村に参考資料として提供
- ・ 県の地域計画の代表指標毎の各市町村状況を調査。県計画の脆弱性評価を市町村レベルで確認することで、調査に協力する市町村にとっては自らの脆弱性を確認することができ、市町村が地域計画を作る際のたたき台として利用できるツールとなっている

(市町村状況調査票)

大分県国土強靱化地域計画の市町村状況調査表				この枠の中の記入できる項目について記入してください				
県の地域計画8つの「事前に備えるべき目標」	県の地域計画35の「リスクシナリオ」	想定される施策項目 (必要に応じて追加してください)	左記の県担当課	貴市町村での担当 部局	課題の現状	貴市町村での取組の方針 (実施事業がある場合は事業名)	重 度 (3段 階)	県の計画への要望・意見
	1-1)	一般の住宅・建築物の耐震化	建築住宅課					
		一般の住宅・建築物の耐震診断	建築住宅課					
		特定建物(宿泊施設等)の耐震化	建築住宅課					
		避難所の耐震化	地域福祉推進室 施設整備課 教育財務課					
		大規模造成地の等の耐震性	都市・まちづくり推進課					
		交通施設・沿道の工作物等の耐震性	交通政策課 道路保全課					
		災害現場での作業用装備・機材の確保	建設政策課 防災局危機管理課					
		(追加用枠)						
	1-2)	津波等の災害から避難する避難所・避難路の整備	防災対策室					
		津波ハザードマップの作成	防災対策室 建設政策課					
発生頻度の高い津波や高潮に備える海岸保全施設等の整備		農林基盤整備課 漁港漁村整備課						

- 宮崎県の場合
 - ・ 国職員を呼び、市町村の担当課長・担当者向けの研修会を開催
 - ・ 県において市町村国土強靱化地域計画のひな形を作成し、市町村に提供。ひな形は県の地域計画の構成をベースとし、序章から第5章までの全44ページで構成
 - ・ 市町村計画は案の段階で県に提出してもらい、各部局確認の上、修正意見を市町村に伝達

〔参考〕都道府県から市町村への支援の例【北海道】地域計画改定・修正マニュアル（市町村向け）の作成・活用促進

【ポイント】

- ✓ 北海道では、全市町村が地域計画の策定を完了しているが、計画策定後の社会情勢の変化や災害の経験を踏まえた計画の不断の見直しや、改定の継続的な実施が不可欠
- ✓ 一方で、地域計画の見直しや改定には知見やノウハウを持つ職員が必要であることを踏まえ、道内市町村共通の課題であるマンパワー不足を補うべく、北海道が道内市町村に向けた地域計画改定・修正マニュアルを作成し、その活用を促進することによって市町村における計画改定事務等の負担を軽減

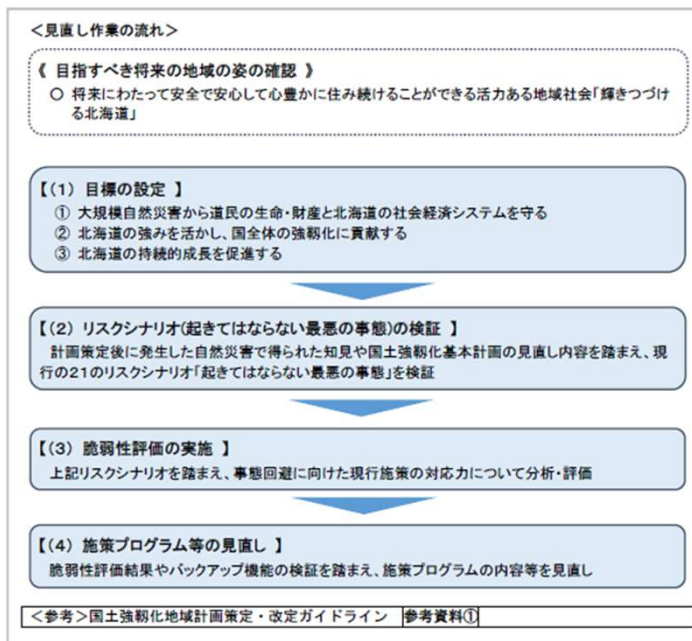
1. 取組を実施するきっかけとなった背景や課題

- 北海道内の全市町村において地域計画の策定は完了しているが、策定後に発生した自然災害による被害の状況や学術的な知見、国における動向等を踏まえ、地域計画の実効性の維持・向上に不断に取り組んでいくことが重要である。
- 一方、市町村においては職員数の減少やノウハウを持つ職員の不足等により計画改定作業が大きな負担となっており、また、今後改定に臨む市町村が増えることが想定されることから、改定の進め方やポイントを具体的にまとめたマニュアルを作成し、市町村担当者の負担軽減を図る必要があった。

2. 取組の内容

- 本マニュアルでは、令和2年3月に改定した「北海道強靱化計画」の改定プロセスを事例として、見直しの進め方やポイントを解説するとともに、併せて「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（令和4年7月内閣官房国土強靱化推進室）」や「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議資料」等の参考資料を提示することで、読み手の理解を深めるよう工夫している。
- 北海道は、本マニュアルを北海道内の全市町村に提供するとともに内容を説明するため、市町村担当職員を対象に「国土強靱化地域計画の内容充実に向けた説明会」（オンライン）を令和4年8月に開催した。

(マニュアルイメージ)



3. 本取組と地域計画の関係及び取組の効果等

【地域計画における記載】

- 北海道強靱化計画では、北海道が市町村に対し、計画策定支援、計画策定後における計画推進・見直しに係る課題の把握、必要な情報提供や助言を行う旨を記載している。

【取組の効果等】

マニュアルの作成と併せ説明会を開催したことによって市町村における関心が高まり、市町村担当者から地域計画の見直しに係る問い合わせが増えている。

- マニュアル配布後、計画改定を予定している市町村数が増えており、市町村担当者が行うべき作業内容の明確化や負担軽減に寄与したことが示唆される。

【計画改定の予定がある市町村数】

時点	市町村数
令和5年2月1日	46
令和4年8月1日	40

↑ +6

国土強靱化地域計画の内容充実に向けた説明会 次第	
日 時	令和4年8月31日(水) 10:30~11:30
場 所	オンライン
1 開 会	
2 議 題	(1) 国土強靱化に係る国の最近の動向等について (2) 国土強靱化地域計画改定・修正マニュアルについて (3) 質疑応答
3 閉 会	
<配付資料>	
・議題(1) 関係	
【資料1-1】 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する支援について	
【資料1-2】 国土強靱化の取組の着実な推進について	
【資料1-3】 国土強靱化地域計画策定・改定ガイドラインの概要	
【資料1-4】 強靱化の取組に係る積極的な広報について	
【資料1-5】 国土強靱化地域計画の策定・改訂等に関するフォローアップ調査への協力依頼	
【資料2】 国土強靱化基本計画の見直しに向けた各種取組の推進状況について	
【資料3】 医療コンテナの活用にあたっての課題把握調査アンケートのお願い	
【資料4】 国土強靱化に資する民間の取組促進について	
【参考資料1】 令和4年度における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等	
・議題(2) 関係	
【資料5】 国土強靱化地域計画改定・修正マニュアル(第1版)	
【資料5】 国土強靱化地域計画改定・修正マニュアル参考資料	

4. 周囲の声（庁内職員・住民・企業）

- 今後も地域計画への事業明記の必要性など、随時情報を提供していただきたい。（市町村）
- 補助金の重点化等について、対応すべき内容に変更があった際の助言を継続的にお願いしたい。（市町村）

5. 今後の展開予定

- 北海道は今後もマニュアルの周知や内容説明、交付金・補助金の重点化等に係る情報提供等を継続し、市町村地域計画の内容充実の支援に取り組む方針である。